

業 務 委 託 設 計 書

							技術管理課		
設計	検算		照合		課長補佐	課長			
令和 07 年度			主 管 下水道局管理部維持課維持係				設計 令和 07 年 11 月		
業務名 下相田ポンプ場浚渫業務							工期 契約締結の日から 日間 令和 08 年 03 月 31 日 まで		
業務場所 安佐南区相田一丁目 1 番 1 1 号									
予算科目			業 務 金 額 (内訳)						
会計 下水道事業会計			_____						
(款) 下水道事業費用			_____						
(項) 営業費用			_____						
(目) ポンプ場費			_____						
			金 円 _____						

施工理由	本業務は、下相田ポンプ場の沈砂池等に堆積した沈砂等を取り除き、ポンプ場の機能保持を図るものである。

[illegible]

内 訳 表

(上段：前 回 下段：今 回)

費目・工事区分・工種・種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本業務費					
処理場・ポンプ 場					
沈砂池浚渫工					
浚渫工(下相田ポンプ場)	1	式			
直接作業費計					
共通仮設費計					
共通仮設費 (率分)	1	式			
純作業費					
現場管理費	1	式			
作業原価					
一般管理費等	1	式			
(内数) 契約保証費	1	式			
作業価格					

内 訳 表

(上段：前 回 下段：今 回)

費目・工事区分・工種・種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
消費税及び地方消費税相当額		式			
	1				
請負作業費計					

仕 様 書

1 業務名

下相田ポンプ場浚渫業務

2 業務場所

・下相田ポンプ場 安佐南区相田一丁目 1 番 1 1 号

3 業務目的

本業務は、下相田ポンプ場の沈砂池等に堆積した沈砂等を取り除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき適正に処理することを目的とする。

4 業務内容

- （1） ポンプ場の沈砂池等に堆積した沈砂等を浚渫（強力吸引車にて実施）するものとする。
- （2） 本業務で発生する沈砂等については、下記のとおり処分すること。

脱水、乾燥（天日乾燥を含む）、焼却又は固化の中間処理を施した後、次の運搬先へ搬出するものとする。

産業廃棄物	最終処分場所	備 考
汚 泥	汚泥の再資源化施設又は産業廃棄物処分業の許可を受けている管理型処分場	本業務で発生する汚泥は、積算上再資源化するものとし、(株)環境開発公社（佐伯区五日市町大字石内笹原 460 号 18 番地）で選別等の二次中間処理を行ったあと、(株)トクヤマ（山口県周南市渚町 4900 番 4 号）へ搬入するものと仮定して積算しているが、処分場を特定するものではない。

- （3） ポンプ場の浚渫量は下記のとおりとする。

・下相田ポンプ場 3 6 m³

5 業務実施にあたっての留意事項

- （1） 本業務の実施時期は、令和 7 年 1 月～3 月上旬とし、本業務で発生する土砂等については、工期内に産業廃棄物管理票（E 票）を提出し検査を受けられるように処分を行わなければならない。

※ 詳細な日程については、監督員及び関係各者が協議し、決定するものとする。

- （2） 作業日数は下記のとおり見込んでいるので、それに見合った車両配置を計画するものとする。

・下相田ポンプ場 約 3 日間

- （3） 作業範囲の水替えは、受注者にて実施するものとする。
- （4） 受注者は、労働安全衛生法等関係法令を遵守し、従業員の安全及び衛生管理に努めるとともに、事故防止に必要な措置を講じるものとする。
- （5） 作業実施前には、必要に応じて酸素濃度等を測定し、換気等の措置を行い作業の安全を確保するものとする。
- （6） 浚渫を行い、強力吸引車のタンクが一杯になった場合、その都度、ポンプ場にて上澄み液の水切りを実施するものとする。水切りを行う排水先は污水系統とし、監督員が現場で指示するものとする。
- （7） 浚渫中、中間処理の対象外となる、ビン、缶類等が発生した場合は、種類ごと個別に袋詰し、発注者が指定する場所に集積するものとする。

- (8) 土砂搬出量は、発注者と受注者立会いのもと、強力吸引車タンク内を目視等で双方確認のうえ決定するものとする。
- (9) 本業務での作業時間は、原則「広島市の休日を定める条例」(平成3年9月26日条例第49号)に規定する休日以外の日の午前8時30分から午後5時とする。なお、上記の作業には準備、片付けを含み、午後5時までに退場するものとする。
- (10) 車両は、あらかじめ発注者が承諾した車両を使用するものとする。
- (11) 運搬にあたっては、道路交通法(昭和35年法律第105号)を遵守するものとする。
- (12) 中間処理後の沈砂(以下「中間処理産業廃棄物」という。)について、受注者は廃棄物処理法に基づき、最終処分(埋立処分又は再資源化)終了までの処理が適正に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (13) 本業務により発生する土砂等を、産業廃棄物最終処分場に搬出する場合は、搬出先の都道府県等の条例に基づき、産業廃棄物最終処分にかかる税金等を、受注者において適正に支払うこと。なお、本業務により発生する土砂等を、産業廃棄物最終処分場及び産業廃棄物中間処理施設(再資源化施設を除く。)に搬出すると見込んでいる場合は、広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいる。
- (14) 運搬中は、土砂等が流出しないように、適切な処置を講じるものとする。
- (15) 作業中、ポンプ場等の施設を損傷した場合及び道路上を汚染・損傷した場合は、受注者の責任において原状復旧するものとする。
- (16) 作業終了時には、作業周辺場所の清掃を行うものとする。なお、日々の作業終了時には、作業に使用した道具等を沈砂池等から引き上げ、物を置いたまま退場してはならない。
- (17) 中間処理産業廃棄物を再資源化により最終処分する場合は、最終処分業者から製品の公的規格に相当するもの及び品質を示す試験結果等により確認し、製品の品質確保に努めること。また、製品の販売先リスト等により、製品の流通状況を把握すること。

6 報告事項等

- (1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者及び従業員の氏名を報告するとともに、運転免許証及び各資格等の写し(住所、生年月日及び登録番号が確認出来ないように塗りつぶしたもの)を提出すること。また変更があったときも同様とする。ただし、運転免許証の更新の場合、写しの提出は不要であるが、発注者が確認のために原本又は写しの提示を求める場合がある。
- (2) 広島市委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は、契約締結後速やかに提出して、発注者の承諾を受けなければならない。また、変更があったときも同様とする。なお、委託業務実施計画書の構成は下記によるものとする。
 - ア 使用車両(車種・登録番号・積載量を記載)の届出書、自動車検査証の写し及び任意保険証の写し(ただし、書類の更新のみの場合、写しの提出は不要であるが、発注者が確認のために原本又は写しの提示を求める場合がある。)
 - イ 中間処理施設及び付属機器の仕様等を記載した書類(施設の設置許可証の写し又は検査済証の写しを含む)
 - ウ 沈砂の運搬経路図
 - エ 本業務を行うことにより地方自治体に届出が必要となる場合はその写し
 - オ 最終処分業者と受注者との契約書類の写し
 - カ 最終処分業者の産業廃棄物処分業許可証の写し
 - キ 緊急連絡表
 - ク 実施工程表(作業手順書)
- (3) 広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は、業務終了後、すみやかに提出し、発注者の確認を受けるものとする。なお、報告書の構成は下記によるものとする。

ア 集計票

イ 作業を実施した日のタイムスケジュール

ウ 最終処分場への搬入が確認できる書類 ※ 区分は下記によるものとする。

(ア) 再資源化施設に搬入する場合

再資源化施設搬入時の計量票又は産業廃棄物管理票（E票）。

(イ) 管理型埋立処分場に搬入する場合

管理型埋立処分場受入書の写し

エ 業務写真帳

(ア) A4版のアルバム製本とし、写真の大きさは、サービス版とする。なお、写真をデジタルカメラで撮影し、A4版の用紙にアルバム形式で印刷することも可とするが、写真1枚の印刷サイズは、サービス版以上とする。

(イ) 撮影内容は、下記の項目とする。

a 浚渫作業前、作業中、作業後

b 中間処分場への搬入時

c 中間処理作業時

d 中間処理後の車両への積込・搬出時

e 再資源化施設及び管理型埋立処分場への搬入・荷卸時

(4) 行政処分等に係る報告

受注者は、この業務の遂行にあたり、各関係法令の所轄官庁から法令等に基づき改善命令等行政処分や改善勧告等行政指導を受けた場合、その内容を直ちに発注者に対し口頭で行うとともに書面により報告するものとする。

7 履行状況確認

発注者は、本業務の履行状況を確認するため、受注者の施設等について適宜立入調査できるものとする。

また、発注者は必要に応じ再資源化施設又は管理型最終処分場についても現地を確認する場合があるので、その際、受注者は5(16)に示す書類等を提示する等、発注者に協力するものとする。

8 搬出停止等の措置

前記6(4)の報告、前記7の履行状況確認及び特記仕様書12の通知により、発注者が必要と認めた場合、沈砂の搬出停止、搬出量の調整その他必要な措置を講ずることができるものとする。

なお、この措置により受注者が損害を受けることがあってもその損害を発注者に請求することはできない。

9 費用の負担等

本業務を実施するにあたっての必要な経費のうち、下記に掲げる費用については、発注者が負担するものとする。ただし、その使用にあたっては、極力節減に努めるものとする。

(1) 清掃等に必要水道料金及び電気料金

(2) ビン、缶類等を入れる袋

10 その他

(1) 廃棄物処理法に定める委託基準に関する事項は、別添特記仕様書による。

(2) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

産業廃棄物の特記仕様書

- 1 発注者から受注した受注者は、委託契約書記載の委託業務の実施に当たって発生する産業廃棄物の搬出について、マニフェストで管理を行うものとする。
また、マニフェストは発注者が準備し、受注者へ交付するものとする。

2 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は次のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可書を発注者に提示し、その写しを提出すること。

なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証を提示し、写しを提出すること。

(1) 収集運搬に関する事業範囲

ア 広島市の許可

許可都道府県または市：_____
許可の有効期限：_____
事業の範囲：_____
許可の条件：_____
許可番号：_____

イ 搬入先所管県(市)の許可（搬入先が広島市外の場合に限る。）

許可都道府県または市：_____
許可の有効期限：_____
事業の範囲：_____
許可の条件：_____
許可番号：_____

(2) 処分業に関する事業範囲

許可都道府県または市：_____
許可の有効期限：_____
事業の範囲：_____
許可の条件：_____
許可番号：_____

3 委託する産業廃棄物の種類及び予定数量

発注者が、受注者に収集運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

なお、予定数量に増減があっても、受注者は損害賠償等を発注者に請求しないものとし、発注者はこの契約に定める処分委託費以外は一切支払わないものとする。

種類：汚泥
予定数量：36 m³

- 4 受注者は、発注者から委託された前項の産業廃棄物を次の処分施設に搬入するとともに、指定した処分方法により処分しなければならない。

中間処理又は一次中間処理

事業場の名称：_____
所在地：_____
処分の方法：_____
処分施設の処理能力：_____

※ 二次中間処分がある場合に記載（二次中間処理を委託する場合はその契約書の写しを提出すること）

事業場の名称：_____
所在地：_____
処分の方法：_____
処分施設の処理能力：_____

※ 処分委託内容が中間処分の場合に記載

最終処分場の名称：_____
所在地：_____
最終処分の方法：_____
処分施設の処理能力：_____

- 5 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を収集運搬中に積替え又は保管することなく、速やかに前項に掲げる処分場に搬入しなければならない。
- 6 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者が広島市委託契約約款第4条第2項の規定に基づき再委託を承諾する場合を除くものとする。
- 7 受注者は、前項ただし書きにより再委託を行う場合は、発注者自らが法令に定める再委託基準に従って行われることを確認し、書面による承諾を与えて行われるものについてはこの限りではない。
この場合において、受注者は、発注者の要求があったときは、この再委託契約を受注者の責任において解除するものとする。
- 8 発注者は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記入し受注者に交付すること。
受注者は、発注者から交付された当該マニフェストに必要事項を記入し、運搬を終了した日から10日以内に〔B2票〕を、中間処分を終了した日から10日以内に〔D票〕を、最終処分を終了した日から10日以内に〔E票〕を速やかに発注者へ提出すること。
- 9 発注者は、受注者の要求に従い、収集運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、発生工程、性状（形状、成分、有害物の有無、臭気）、荷姿及び排出数量等の必要な情報を通知するものとする。
- 10 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負うこと。この間に発生した事故については、その原因が発注者の責めに帰す場合を除き、受注者が責任を負うこと。
- 11 受注者は、発注者から委託された収集運搬又は処分が終了した都度、直ちに業務終了報告書を作成し、発注者に提出すること。ただし、業務終了報告は、マニフェストの写しで代えることができる。
- 12 受注者はやむを得ない事由があるときは、発注者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、受注者は発注者にその事由を説明し、かつ発注者における影響が最小限となるように努めなければならない。
- 13 委託料・消費税等・支払いは次のとおりとする。
(1) 発注者の委託する産業廃棄物の処分に関する委託料は、下記のとおりとする。
(2) 委託料は、_____円（うち消費税額及び地方消費税額_____円）とする。
(3) 委託料の単価は、次のとおりとする。
産業廃棄物の種類：_____ | 単価：_____円
なお、消費税額及び地方消費税額は、支払の都度、産業廃棄物の種類の単価を3項に定める数量に乗じて得た金額に、消費税率及び地方消費税率を乗じて得た金額とする。
(4) 産業廃棄物を広島県内の産業廃棄物最終処分場に搬出する場合は、広島県産業廃棄物埋立税として、産業廃棄物1トンあたり1,000円を見込んでいる。また、納税義務者は、広島県内の産業廃棄物最終処分場に搬出する排出事業者又は中間処理業者とする。
(5) 委託料の額が経済情勢の変動等により不相当となったときは、発注者と受注者双方の協議によりこれを改定することとする。
- 14 発注者が広島市委託契約約款第14条の規定に基づき本契約を解除する場合であっても、この契約に基づき発注者から引渡しを受けた産業廃棄物の処理を受注者が完了していないときは、当該産業廃棄物の処理については発注者の指示に従うこと。